

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年4月9日(月)午後3時から午後4時20分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(26名)

1番 佐藤正剛 委員	2番 穴澤久男 委員
3番 塚本繁雄 委員	4番 安藤幸春 委員
5番 大木章寿 委員	6番 佐藤喜巳 委員
7番 石毛甲子男 委員	8番 郡司武幸 委員
9番 今井睦子 委員	10番 石田利之 委員
11番 大木丈雄 委員	12番 伊藤栄治 委員
13番 椎名正和 委員	14番 山崎幸治 委員
15番 伊藤喜信 委員	16番 久古浩二 委員
17番 大木寛 委員	18番 渡邊弘仁 委員
19番 熱田幸子 委員	20番 川口京子 委員
21番 太田忠治 委員	22番 菱木信治 委員
23番 大木一夫 委員	25番 椎名勝英 委員
26番 鈴木正夫 委員	27番 伊藤定夫 委員

4 欠席委員(1名)

24番 石井敏雄 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 平成30年度第1次農用地利用集積計画(案)について

(別冊)

議案第2号 平成30年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について
について (別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 19件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
6件

議案第5号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について
1件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 3件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局) 事務局員3名

市産業振興課職員 3 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成30年4月農業委員会定例総会を開会いたします。
はじめに、太田会長から御挨拶をお願いいたします。

太田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は太田会長にお願いいたします。

議長 本日、出席委員は27名中26名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題と
いたします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、16番久古浩二委員、17番大木寛委員を指
名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「平成30年度第1次農用地利用集
積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る
4月5日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告につ
いて、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

【農地銀行会長からの報告】

14番 本件につきましては、去る4月5日、午後2時より、市民ふれあいセン
ター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容に
つきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農
用地利用集積計画を定めるため、平成30年3月30日に匝瑳市から諮問
のありました別冊の平成30年度第1次農用地利用集積計画案を審議いた
しました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われま

計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議長 農地銀行会長からの報告が終わりました。なお、本議案には、大木章寿委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて案件ごとに審議、採決します。

最初に第1の利用権設定関係の番号1番を議題とします。大木章寿委員は退席をお願いします。

(大木章寿委員退席)

議長 大木章寿委員が退席しましたので、第1の利用権設定関係の番号1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画案の第1の利用権設定関係の番号1番の内容を説明】

本件の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「平成平成30年度第1次農用地利用集積計画(案)について」の第1の利用権設定関係の番号1番の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「平成30年度第1次農用地利用集積計画(案)について」の第1の利用権設定関係の番号1番の採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(大木章寿委員着席)

議 長 大木章寿委員が着席されましたので、引き続き議案第1号「平成30年度第1次農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。第1の利用権設定関係の番号1番を除き、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画案の第1の利用権設定関係の番号1番を除き、内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「平成平成30年度第1次農用地利用集積計画(案)について」の第1の利用権設定関係の番号1番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「平成30年度第1次農用地利用集積計画(案)について」の第1の利用権設定関係の番号1番を除き、採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「平成30年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る4月5日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、

農地銀行会長より報告をお願いいたします。

【農地銀行会長からの報告】

14番 本件につきましては、去る4月5日、午後2時より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、平成30年3月30日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成30年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われま。す。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認されますよう、御審議の程よろしくお願ひします。

議 長 農地銀行会長からの報告が終わりました。詳細について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「平成30年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「平成30年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、本議案には、熱田幸子委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて案件ごとに審議、採決します。

最初に番号18番を議題とします。熱田幸子委員は退席をお願いします。

(熱田幸子委員退席)

議 長 熱田幸子委員が退席しましたので、番号18番について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号の番号18番は、所有権移転に関する件であります。

【議案第3号、番号18番を議案書を基に朗読】

番号18番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

15番 番号18番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号18番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号18番について、採決に入ります。

議案第3号の番号18番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

(熱田幸子委員着席)

議 長 熱田幸子委員が着席されましたので、引き続き議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。番号18番を除き、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号の番号1番と2番、16番と17番及び19番は、所有権移転に関する件であります。番号3番から15番までは、利用権設定に関する件であります。なお、この内、番号9番、11番については、議案第4号の番号1番と2番の一時転用許可に付随する案件であるため、議案第4号当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

【議案第3号、番号18番を除き、議案書を基に朗読】

議案第3号の番号1番及び2番については、農地法第3条第2項各号の許可要件うち、耕作面積が50a以上であることの要件を満たしておりませんが、同項ただし書の「政令で定める相当の事由」に該当すると考えます。また、番号18番を除く番号3番から19番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

27番 番号1番と2番について、相手の耕作地内に点在する所有農地を互いに交換し合うことにより作業の効率化を図るものです。双方とも意欲的に営農しており問題ないと思われま

11番 番号3番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われま
す。
番号4番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われま
す。

18番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま
す。
番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。

9 番 番号7番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

番号8番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

番号9番について、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思
います。

番号10番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ま
す。

番号11番について、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思
います。

番号12番について、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思
います。

23番 番号13番について、譲受人は農地所有適格法人になるため、新たに営
農を行うものです。保有する労働力や習得している技術からみても問題な
いと思われ
ます。

番号14番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ま
す。

1番 番号15番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ま
す。

20番 番号16番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ま
す。

2番 番号17番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ま
す。

17番 番号19番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ま
す。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござ
い
ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号18番

を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号18番を除き、採決に入ります。

原案のとおり決すると共に、番号9番と11番については、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第4号、番号1番から6番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、営農型太陽光発電施設用地として畑3,000㎡の内0.47㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、営農型太陽光発電施設用地として畑3,857㎡の内0.47㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、専用住宅用地として田429㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、専用住宅用地として畑289㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、専用住宅用地として畑347㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番について、専用住宅用地として畑356㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

9番 番号1番について、申請地に営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

番号2番について、申請地に営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

23番 番号3番について、申請者は実家で妻と子、両親と一緒に生活していますが、実家近くの申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われる。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

26番 番号4番について、申請者は市内の賃貸住宅で生活していますが、子供の通う小学校の近くにある申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分は、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

2番 番号5番について、申請者は妻の祖父が所有する住宅を借りて生活していますが、申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われる。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。なお、本件には始末書が添付されています。

15番 番号6番について、申請者は実家で妻子と子二人、両親及び祖母と一緒に生活していますが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われる。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。なお、本件には始末書が添付されています。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。
あっせん申出番号1番について、田2筆を売買または賃借したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認め議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に10番石田利之委員、18番渡邊弘仁委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に10番石田利之委員、18番渡邊弘仁委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について3件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 平成30年度第1次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第2号 平成30年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について	(別冊)
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について	19件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	6件
議案第5号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	1件
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について	3件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成30年4月9日匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。